

農泊の推進・レベルアップ事業業務委託仕様書

1 業務名

農泊の推進・レベルアップ事業業務委託

2 目的

農泊を持続可能なビジネスとして成立させるためには、地域で長時間の滞在・消費をする来訪者＝宿泊者を招き入れることが必要です。また、来訪者による消費効果を地域全体に波及させるため、コンテンツ提供者単一の取組ではなく、地域の多様な主体（自治体、DMO、旅行会社等）と連携することが重要です。

本業務においては、本県における農泊をより一層推進するため、農泊地域および地域の多様な主体との連携を図ることで、農泊の裾野の拡大、レベルアップに取り組みます。

また、訪日外国人旅行が回復傾向にあることから、今後の需要に対応するため、農泊地域において訪日外国人旅行者を取り込むために必要なスキルを習得するための支援を行います。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

4 業務内容

事業目的を達成するため、研修会・ワークショップを実施する。

また、連携に向けて取り組むべきことの整理、アドバイスを行う。

具体的な内容は次のとおり。

(1) 研修会・ワークショップの企画・運営、連携に向けた取組内容の整理、アドバイスの実施

農山漁村の地域資源を活用したビジネスや交流事業等に取り組む農山漁村地域間の相互連携や、地域の多様な主体と連携することによって、旅の醍醐味や農泊の魅力を来訪者へ訴求できるようになることを目的とした研修会・ワークショップを企画運営する。

また、研修会・ワークショップ参加者の中から、連携できる可能性が高いテーマ（例：教育旅行、ヘルスツーリズム、郷土料理など）を洗い出し、連携に向けて取り組むべきことを整理、アドバイスする。

ア 対象者

国の農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の採択団体及び農泊の取組を現に実施又はこれから実施しようとする個人・団体、観光業・旅行業関係者、地域において宿泊・食事・体験等の都市農村交流活動に取り組む個人・団体、市町（農政及び観光関係部局）等 30 名程度

イ 回数等

- ・研修会、ワークショップ各1回以上
- ・連携できる可能性が高いテーマの洗い出し2テーマ以上
- ・テーマ毎のアドバイス各1回以上

ウ 留意事項

- ・参加者の募集については、受託事業者が主体となること。
- ・研修会、ワークショップは、関係者の連携による経営力・収益力の向上、教育旅行等の取組拡大や受入体制整備、効果的なプロモーションの手法等、事業目的の達成に向けた内容とすること。また、参加者間のネットワークづくりに向け、交流が深まる機会となるような内容とすること。
- ・研修会・ワークショップは、対象者が参加しやすいような開催日、時間帯、場所を設定すること。
- ・研修会・ワークショップは、本事業に適合した知見や経験を持つ有識者を講師とすること。
- ・会場の確保や調整など、実施にあたり必要な運営業務を行うこと。
- ・参加者募集案内チラシの作成、研修会・ワークショップに必要なテキスト等資料作成を行うこと。

(2) インバウンドセミナー、個別アドバイスの企画・運営

訪日外国人旅行が回復傾向の中で、農泊事業者からは、「インバウンドを取り込みたいが、何から取り組むべきか、どうアプローチすれば良いかわからない」という声が聞かれる。これに対し、まず取り組むべきことや、訪日外国人旅行者に響くアプローチ方法などを学ぶセミナーを企画・運営する。また、セミナー参加者を対象に「個別アドバイス」を実施する。

ア 対象者

国の農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の採択団体及び農泊の取組を現に実施又はこれから実施しようとする個人・団体、観光業・旅行業関係者、地域において宿泊・食事・体験等の都市農村交流活動に取り組む個人・団体、市町（農政及び観光関係部局）等 20 名程度

イ 回数

- ・セミナー1回以上

ウ 留意事項

- ・参加者の募集については、受託事業者が主体となって行うこと。
- ・講師は、インバウンド需要に造詣の深い有識者を招聘すること。
- ・個別アドバイスは、セミナー参加者の意向を確認しながら行うこと。
- ・個別アドバイスは、必要に応じて現地訪問して実施すること。
- ・参加者募集案内チラシの作成、セミナーに必要なテキスト等資料作成を行うこと。

5 業務完了後の提出書類

業務完了後は、本業務の実施内容、成果、その他必要と考えられる事項を記載した業務実施報告書を作成のうえ、下記のとおり提出すること。

(1) 業務実施報告書の提出

ア 提出期限

令和6年3月15日（金）

イ 提出場所

三重県農林水産部農山漁村づくり課

ウ 提出物

業務実施報告書 1部

※印刷物にあわせて、電子媒体でも提出すること。

(2) その他

ア 報告書の提出にあたっては、事前に発注者の承認を受けること。

イ 事業実施状況等をわかりやすく編集すること。

ウ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

6 業務実施の条件

(1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。

(2) 契約締結後1週間以内に全体の業務計画書を提出すること。また、委託期間内においては必要に応じてその都度三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。

- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作権人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (4) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。